

# 加茂市プレミアム付商品券 特定事業者募集要項

加茂市において「加茂市プレミアム付商品券」（以下「商品券」という。）を扱う事業者（以下「特定事業者」という。）を下記により募集する。

## （目的）

- 1 消費税・地方消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けの商品券を発行する。

## （登録資格）

- 2 加茂市における特定事業者として登録できる者は、市内に住所又は店舗を有し、次に掲げる事業を営む事業者とする。
  - (1) 小売業
  - (2) 飲食業
  - (3) 洗濯、理容、旅館、医療・福祉等の各種サービス業
  - (4) 運輸、通信業（旅行業を含む）
  - (5) その他、3に掲げる取引を専ら営む者を除く事業者

## （取引の制限）

- 3 商品券は、次に掲げる取引に使用することはできない。
  - (1) 電気料金、電話料金、ガス料金、NHK受信料その他公共サービスの対価に準じる対価の支払い
  - (2) 消費に当たらない取引（出資、有価証券の購入、債務の支払い等）
  - (3) 換金性があり、また、広域的に流通しうるものを購入する取引（商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、はがき、印紙、切手、電子マネー等）
  - (4) たばこの購入
  - (5) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの

## （取引の申込み）

- 4 特定事業者としての登録を希望する者は、特定事業者登録申込書（別紙様式）に必要事項を記入し、令和元年8月30日までに、市長に申込みをしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

## （登録の決定）

- 5 市長は、4により申込みのあった事業者が登録資格を有すると認めたときは、当該事業者を登録簿に登録し、特定事業者登録証明書を交付する。

加茂市は、市民に特定事業者を分かりやすい方法で公表し、市民に周知を図る。

(組合等の特例)

- 6 組合等は、当該組合の構成員のうち特定事業者となろうとする者に代わって登録の申込みを行うことができる。この場合、組合等は、各構成員について4の別紙申込書に定める事項を記載した書類を併せ提出するものとする。

(商品券の取扱い)

- 7 特定事業者は、商品券を持参した者(購入した本人、その代理人・使用者に限る。)に対し、商品券の販売開始から令和2年3月31日までに限り、券面記載額相当の物品の販売、貸付あるいは役務の提供を行う。ただし、釣銭は、支払わないものとする。

(換金)

- 8 7の取引により商品券を取得した特定事業者は、加茂市が指定した金融機関に当該商品券を持参し、特定事業者登録証明書を提示し、換金請求書を添えて、換金を申し出るものとする。

換金の申し出期限は、商品券販売開始日から令和2年4月20日までとする。商品券の換金は、加茂市が別に定める日において、金融機関が受け付けた商品券を対象として、各特定事業者の指定口座へ振り込む方法によるものとする。

(責務)

- 9 特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定事業者であることが市民に分かるよう、見やすい場所に加茂市が交付するステッカー等の掲示を行うこと。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる券あるいは大量に持ち込まれる等、不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を加茂市に通報すること。
- (3) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、券裏面に事業者名(スタンプ等可)を記入すること。
- (4) 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を活用してはならないこと。
- (5) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、販売事業者側が本事業の趣旨に反する行為をしてはならないこと。
- (6) 商品券を、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることはできないこと。

(交換、譲渡及び売買の禁止)

- 10 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

(登録の取り消し)

- 11 加茂市は、特定事業者が本要項に違反する行為を行った場合、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(経費の負担)

- 12 登録の申込み及び商品券の取扱いを行うに当たって要する経費は、特定事業者の負担とする。